

請負工事の収益認識と投資のリスクからの解放

(1) 討議資料 概念FW 理解の前提

- 財務報告の目的は、投資家が「不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、みずからの意思で自己の資金を企業に投下する」(目的 第2項)際に、「その不確実な成果を予測して意思決定をする」(目的 第2項)ために必要な「企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測」(目的 第3項)に役立つ「現在までに生じている事実」(目的 第8項)としての会計情報を提供することにある。
- 概念FWでは、そのような情報として投資家が求めているのは、「企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているか」(目的 第2項)、「投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのか」(構成要素 第23項)についての情報であるとの理解に立っている。
- 純利益は、「リスクから解放された投資の成果」であり、次の要件を全て満たすものである (構成要素 第9項)。
 - ① 「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額」(除、広義の資本取引)
 - ② 「その期間中にリスクから解放された投資の成果」
 - ③ 「報告主体の所有者に帰属する部分」
- 純利益の「原因を明らかにする」収益や費用も、これと「関連づけて定義」されている (構成要素 第24項)。

(2) 収益の定義

収益は、「純利益または少数株主損益を増加させる項目」であって、「特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分」(構成要素 第13項)。

したがって、収益は「投下資金が投資のリスクから解放されたときに把握」されることになる (構成要素 第13項)。

(3) 投資のリスクからの解放の意味

- (1) 投資のリスクからの解放とは、投資に当って期待した成果に対比される事実が生じ確定すること(期待の事実への転化)。
- (2) 投資の本質や実態に応じ、投資に当って期待する成果の内容は異なり、従ってこれと対比される事実も異なり得る。
- (3) 事業投資においては、当該事業を通じて、当該事業に拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるとき(実質的にキャッシュの獲得とみなせるとき)に投資のリスクから解放される。

① 「投資のリスク」というのは、「投資の成果の不確定性」であるから、投資にあたって期待したところの「成果が事実となれば、それはリスクから解放される」ことになる(構成要素 第23項)。

投資とは将来の不確実なキャッシュの獲得を期待して、資金を投下することをいうが、このように「投入要素に投下された資金は、将来得られるキャッシュフローが不確実であるというリスク」(投資のリスク)にさらされていることになる。しかし、「キャッシュが獲得されること」によって、成果が事実となれば、そのような「投資のリスクがなくなったり、得られたキャッシュの分だけ投資のリスクが減少したりする」ことになる(構成要素 第13項)。

ただし、ここでいう「キャッシュの獲得」とは、現金及びその同等物を獲得することだけではなく、実質的にキャッシュの獲得とみなされる事態も含まれている(構成要素 第13項)。

② 前述のように、この背後にあるのは、「投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報」であるとの理解である(構成要素 第23項)。

③ このように、投資のリスクから解放されたか否かは、「企業が行った投資に関する期待に対比される事実が生じたか否か」(構成要素 第10項)、「投資にあたって期待された成果が事実として確定」(認識測定 第57項)したか否かで判断されることになるが、「投資に関する期待の内容は、投資の実態や本質に応じて異な」っているため、「投資の成果のリスクからの解放のタイミングをどのように捉えるかも、投資

の実態や本質に応じて異なり得る」ことになる（構成要素 脚注9）。

より具体的に言えば、投資対象となった資産を当該事業目的で利用することを通じて、事業のリスクに拘束されない独立の資産の獲得を期待する『事業投資』については、期待に見合う事実として「事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放される」と考えられるのに対して、「事業の目的に拘束されず、保有資産の値上りを期待した『金融投資』に生じる価値の変動は、そのまま期待に見合う事実として、リスクからの解放された投資の成果に該当する」ことになる（認識測定 第57項）。

- ④ 『事業投資』の場合において、具体的に「どのような事象をもって独立の資産を獲得したとみるのかについては、解釈の余地が残されて」おり、「個別具体的なケースにおける解釈は、個別基準の新設・改廃に際し、コンセンサスなどに基づき与えられる」ことになる（認識測定 第57項）。会計基準設定段階での作業は正にこの部分を担うものといえる。

(4) 請負工事における収益認識への当てはめ

- ① 請負工事に対する資金投下（投資）にあたっては、当該工事の履行を通じてその請負工事に拘束されない独立の資産を獲得することであり、そのようなタイミングで投資のリスクから解放されたものとして、収益認識することになる。
- ② 考えられるタイミングとしては、時系列順に次のようなものが考えられる。
- [1] 契約締結時
 - [2] 工事進捗時（対応した部分） ⇒ 工事進行基準
 - [3] 完成引渡時 ⇒ 工事完成基準
- ③ 通常の見込生産に基づく販売ケースとの対比でも、遅くとも[3]の時点までには、期待した成果の事実への転化が生じ、投資のリスクから解放されていると考えられる。
- ④ しかし、契約締結が先行する請負工事においては、一定の条件が整えば、[2]の時点で、投資に対する期待が事実へ転化したとみなすことができるのではないかと考えられる。どのような条件があれば、[2]の時点で投資のリスクから解放されたとみることができるのか、どのような場合に[3]の時点で初めて投資のリスクから解放されると見るべきことになるのかを明らかにすることが、ここでの課題。 以上